

# 障害者歯科学 ①

Special Care Dentistry

(スペシャルケアデンティストリー)

Special Needs Dentistry

(スペシャルニーズデンティストリー)

－障害者歯科学の概要－

# 学修項目

1. 障害とは
2. 障害の分類
3. 障害者への理解・障害の受容
4. 障害者に関する大切な考え方・プログラム
5. 障害者歯科とは
6. 障害者に関する歯科医療体制

# 障害とは

障害とは、身体の損傷、活動の制約、参加の制限が含まれる包括的な用語である。

- ・障害とは、福祉の世界で使われている概念。
- ・福祉の施策は、法の定めるところに従って進められる。
- ・障害の認定：法によって定められる。

「障害者」とは、**身体障害、知的障害、精神障害**（発達障害を含む。）**その他の心身の機能の障害**（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。（**障害者基本法** 第2条）

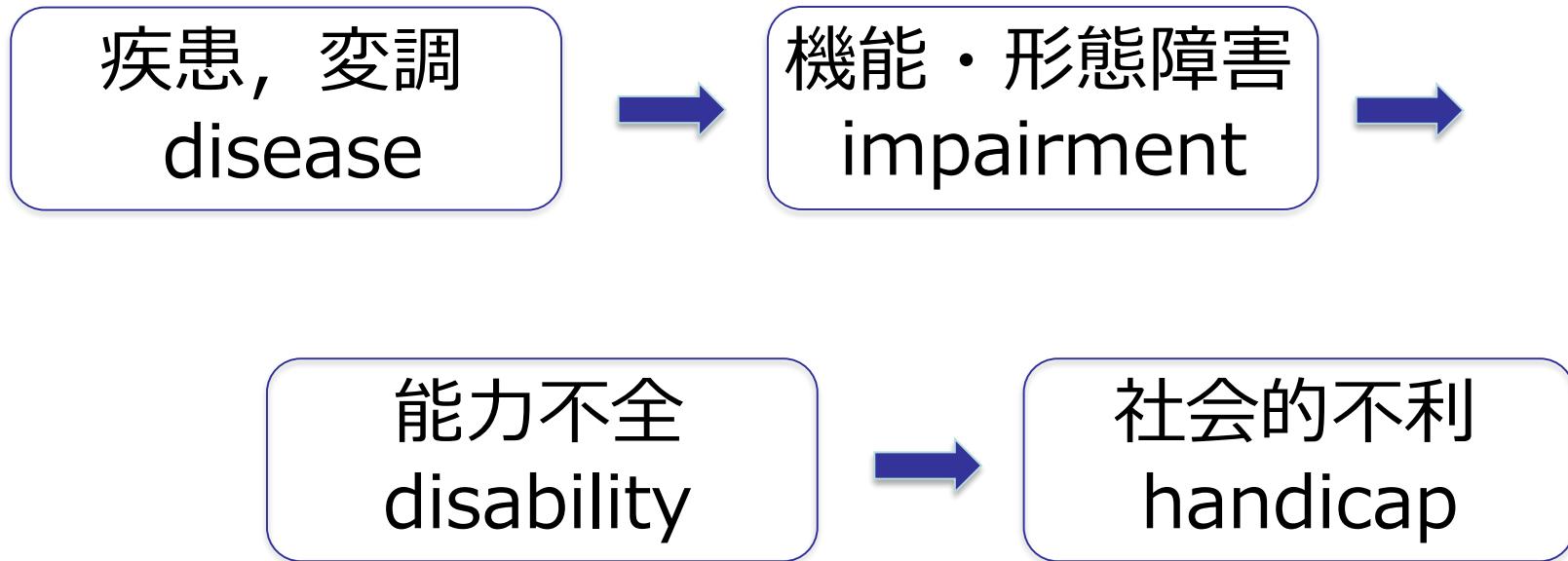
世界保健機構（WHO）

# 障害の区分 (4つ)

- 1) 身体障害 (1～7級) 身体障害者手帳 (都道府県が交付)  
外部障害と内部障害
- 2) 知的障害 (地方自治体による等級) 療育手帳 (都道府県,  
(1) 精神遅滞 (精神薄弱) 但し, 政令指定都市で  
Mental Retardation (MR) は市長が交付)  
(2) 発達障害 (developmental disability)  
自閉症 (Autism), 学習障害 (learning disability、LD),  
注意欠陥／多動性障害 (ADHD), 特異的言語発達障害, 特  
異的運動機能障害, 混合性特異的発達障害, その他
- 3) 精神障害 (1～3級) 精神障害者保健福祉手帳 (都道府県)  
統合失調症, そううつ, てんかん, 精神作用物質による急  
性中毒又はその依存症, 知的障害, 精神病質その他の精神  
疾患 (認知症 を含む)
- 4) その他の心身の機能の障害

# 國際障礙分類

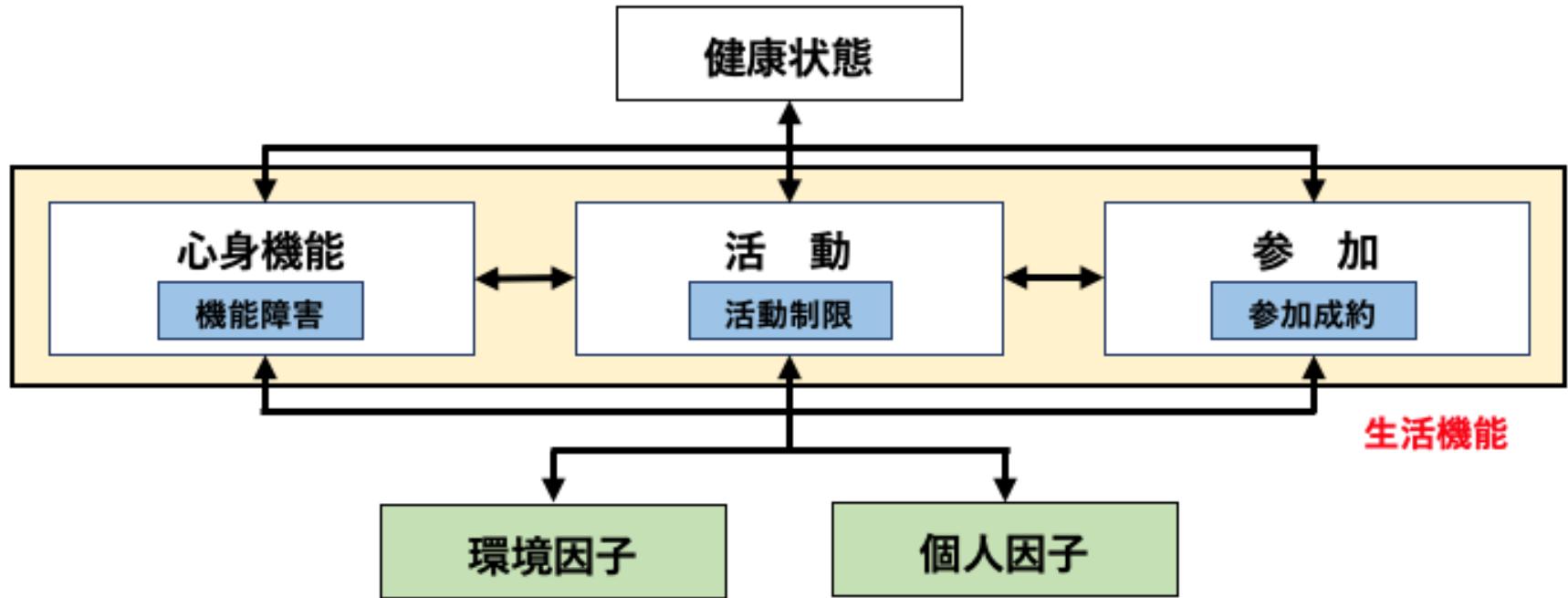
International Classification of Impairment,  
Disabilities and Handicaps



International Classification of Functioning, Disability and Health (ICF)  
國際生活機能分類

# 國際生活機能分類 (ICF)

International Classification of Functioning, Disability and Health (ICF)



## 1. 心身機能・身体構造

心身機能・・・見る、聞く、呼吸、音声などの能力

身体構造・・・脳、呼吸器、骨、皮膚など身体の各部分や大きさ、など

## 2. 活動

読み書き、コミュニケーション、家庭生活を行う、など

## 3. 参加

労働、スポーツ、地域で何か役割を果たすなど

# 障害者への理解

## 1) 医療的理解 Medical

障害の種類や程度、症状等、障害のある人の特徴を理解して対応すること。

## 2) 社会的理解 Social

地域、学校、職場、家庭、施設など、障害のある人が置かれている社会的状況を理解すること

## 3) 共感的理解 Empathic

障害のある人と共感できる感性が必要である

心身障害者を受け入れる上での最大の障害物は歯科医が心身障害の医学的、心理的、情緒的な特性の理解に欠けていることにある（上原 進）。

# 障害の発生とその受容

- ◆ 障害の受容には段階がある (Drotarの障害受容段階説)

## I. ショック

障害があるという事実についてショックを受ける段階。

## II. 否認

「何かの間違いだ」 「診断ミスだ」といった否定する段階。

## III. 悲観と怒り

「どうしてこんなことに」 「誰が悪いんだ」といった悲しみや怒りが感情を占める段階。

## IV. 順応

障害を受け入れていく段階。

## V. 再起

障害について前向きに知識を得たり行動したりできる段階。

# 障害者に対する基本的考え方（基調）

## 1) ノーマライゼーション

生活援護の考え方の中で、隔離して快適な環境設定を試みるよりは、一般の人と社会を共有して生活できるようにとの考え方に基づいている。

\*従って、国の施策として障害者は手帳を持っており、その程度に準じて種々の援護策を受けている。

（参考 療育手帳）

## 2) バリアフリー

（原義（元々の意味））

「バリア」はじゃまをするものという意味、「フリー」はそのようなものがないという意味。つまり漢字におきかえると「障壁除去（しょうへきじょきょ）」となる。

# 障害者に対する基本的考え方（基調）

## 2) バリアフリー

障害者を含む高齢者等が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた事物および状態を指す。

物理的バリアー：建物、道路など

社会的バリアー：就職や制度など

文化・情報のバリアー：情報が十分でない

心理的バリアー：無理解、偏見など

\* 歯科医院への受診が車椅子で可能であっても、お手洗いが利用できなくてはバリアフリーとは言えない。

# リハビリテーション(Rehabilitation)

- リハビリテーションは、能力低下やその状態を改善し、障害者の社会的統合を達成するためのあらゆる手段を含んでいる。
- 障害者が環境に適応するための訓練を行うばかりでなく、障害者の社会的統合を促す全体として環境や社会に手を加えることも目的とする。
- 障害者自身・家族・そして彼らの住んでいる地域社会が、リハビリテーションに関するサービスの計画と実行に関わり合わなければならぬ。

(WHO (世界保健機関) による定義 1981年)

語源はラテン語で、re（再び） + habilis（適した），すなわち「再び適した状態になること」，「本来あるべき状態への回復」などの意味を持つ。

# 障害者歯科とは

障害者歯科の中心は、知的障害、身体障害、精神障害のある人になるが、それに加えて歯科医療の面で特別な配慮を必要とする人も含め、スペシャルニーズのある人に対応すること（スペシャルケア）であり、それを行うのが障害者歯科となる。

# 障害者歯科の理念

年齢、障害の種類や程度を問わず、障害のある方の歯科疾患に関する相談と予防、治療、口腔健康管理などを行う。

歯磨きをはじめとした口腔ケアを通じ、歯科疾患の予防と管理について「自立」することを第一に考え、歯科的見地から患者（児）の**QOL**（quality of life, クオリティー・オブ・ライフ、生活の質）が向上するようあらゆる支援を行う。

# 障害者のQOL（生活の質）向上のために

1. 医学・歯学的根拠に基づいて、う蝕と歯周病の検査と診断・診療計画を立てる。
2. 安全・安心な患者（児）の歯科診療を行う。
3. 患者（児）の身体状態、精神状態等を考慮しながら歯科診療を行う。
4. 歯口清掃をはじめとしたう蝕と歯周病の予防を行う。
5. 定期検診を取り入れた口腔の健康管理を行う。

# 障害者歯科の歴史

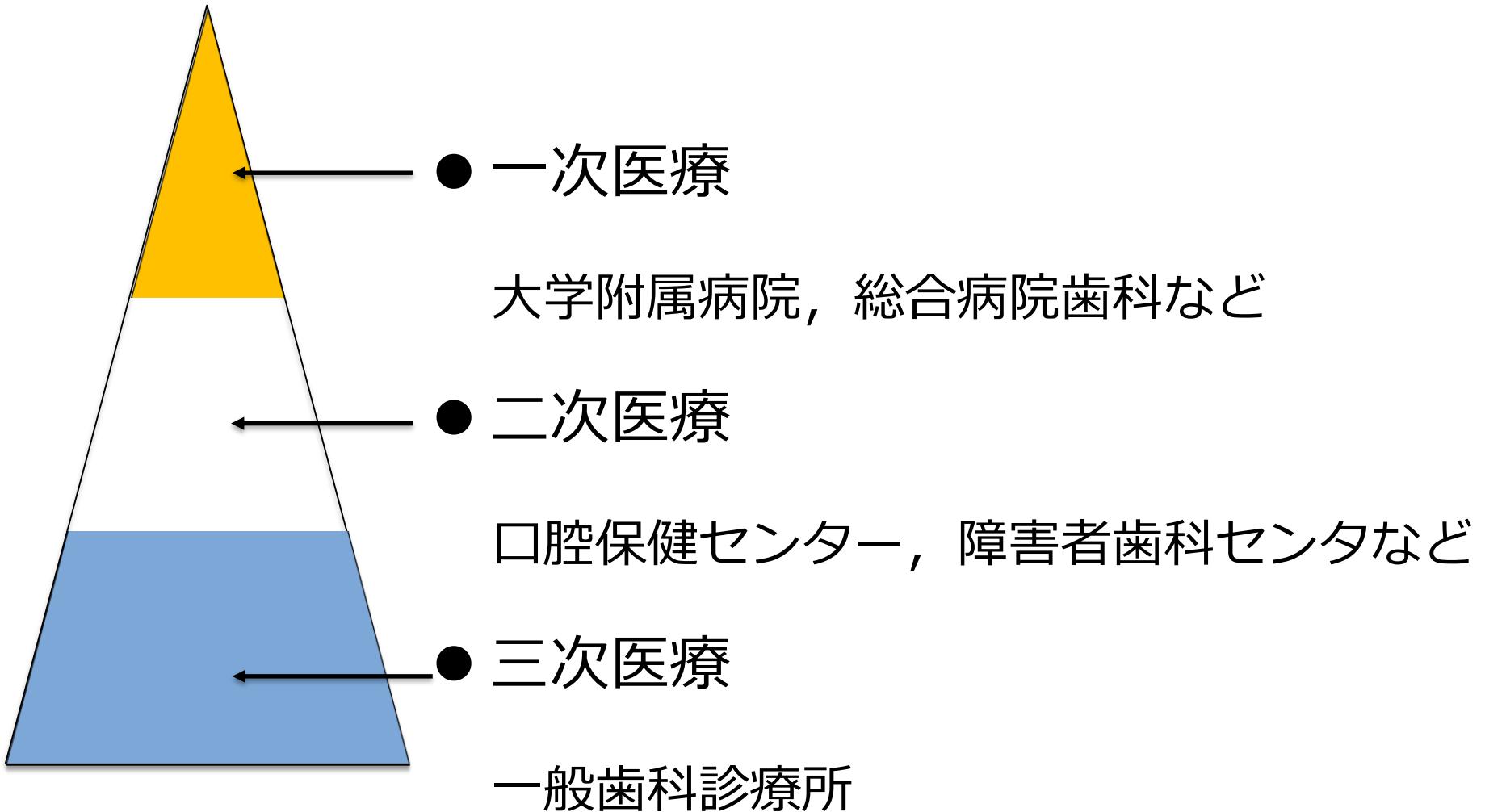
- 障害者歯科は、小児歯科の普及につれて発展した。
- 小児歯科の歴史は、20世紀の初頭から。
- 1950年代の欧米では、小児歯科領域の中で障害児の治療をどうするかという問題が持ち上がった。

当時の歯科医は、障害児の歯科治療はほとんど不可能なものと考えていた。なぜなら、歯科治療場面での患児の行動に対応する手段がなく、障害の実態に対する知識が乏しいため、治療をためらったり先延ばしにしてしまっていたからである。

実際、多くの障害児は、歯科受診の際に様々な異常行動を示し、歯科治療行為に協力的ではなく、なかなか受け入れようとしない。

- 一方、歯科治療をうまく受容できない障害児に対し、小児歯科医がなんとか治療の手を差し伸べようとしていた。
- 障害をもつ小児は、心理的・生理的に行動面で様々な問題を提起する。
- しかも、齲蝕や歯周病の多発現象やさまざまな異常所見がみられる。
- **歯科的ニーズは高い。**

# 障害者の歯科医療体制



# 身体障害者手帳

- 身体障害のある方が、様々な福祉制度を利用するためには必要な手帳

- 障害の程度により1級から6級までの等級区分がある。

- 対象となる障害

- (1) 視覚障害 (2) 聴覚障害 (3) 平衡機能障害
- (4) 音声機能・言語機能障害又はそしゃく機能の障害
- (5) 肢体不自由 (上肢、下肢、体幹、脳原性運動障害)
- (6) 心臓機能障害 (7) じん臓機能障害
- (8) 呼吸器機能障害 (9) ぼうこう又は直腸の機能障害
- (10) 小腸機能障害
- (11) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害
- (12) 肝臓機能障害の各障害。



# 身体障害者等級表

## 身体障礙者障礙程度等級表（身體障礙者福祉法施行規則別表）

### （身体障害者福祉法施行規則別表

1. 同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。但し2つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当級等とする。 5.

2. 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合、6級とする。

3. 異なる等級について 2 以上重複する障害がある場合には、障害がどの程度を勘案して当該等級より上の級とする。

4. 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第1指骨間関節以上を欠くものをいっ。

5. 「指の機能障害」とは、中手指関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。

6. 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上肢においては腋窩より、大腿又は脛骨上端より、前臂又は前腕上端より、手又は足上端より）とする。

7. 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-jouhou-12200000-shakaiengokujouhougaihokenfukushibu/0000172197.pdf>

# 知的障害の人が受けれる代表的な支援

## ●療育手帳制度

- 知的障害のある人に交付される障害者手帳。
- 取得することで、福祉サービスやさまざまな制度の優遇措置を受けられる。自治体によってサービスや優遇措置の内容が異なる。
- 18歳未満は児童相談所、18歳以上は知的障害者更正相談所が判定を行う。
- 法で定められた制度ではなく、都道府県の独自の発行であるため、東京都は「愛の手帳」、埼玉県は「緑の手帳」と呼ばれている。

## ●障害者総合支援法に基づく支援

18歳以上の知的障害のある人は、障害者総合支援法で定められた障害福祉サービスを利用できる。

# 診療室への電話で受診の問い合わせに対して

- 氏名, 性別, 年齢
- 障害の種類 (身体障害, 知的障害, 精神障害)
- 障害の程度 (身体障害者手帳, 療育手帳, 精神障害者保健福祉手帳)
- 重度医療券
- かかりつけ医, 全身疾患, 服薬状況
- 付き添い者 (保護者, ヘルパー, 施設職員)
- 主訴, 歯科受診経験

# 障害者歯科学 ②

– 歯科医療で特別な支援が必要な疾患 –

1. 知的障害

# 1. 知的障害（発達障害）

## ■ 歯科医療現場で多く見られるもの

(1) 精神遅滞 (Mental Retardation, MR)

一般名：知的障害 (Intellectual Disability)

(2) ダウン症候群 (Down syndrome)

(3) 自閉症 (Autism) . . . ASD

(4) 自閉症以外の知的障害を伴う発達障害

\*: Intellectual developmental disorder in DSM-5 (version 5)

DSM: Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders

米国精神医学会の診断基準

# (1) 精神遅滞 (MR)

定義：適応行動の欠如と一般の知的能力より低い状態が同時に存在し，しかも，発達過程でその状態を呈しているもの。

# MR の程度 I.Q. (Intelligence quotient, 知能指数)

平均値は100. (標準偏差=15)

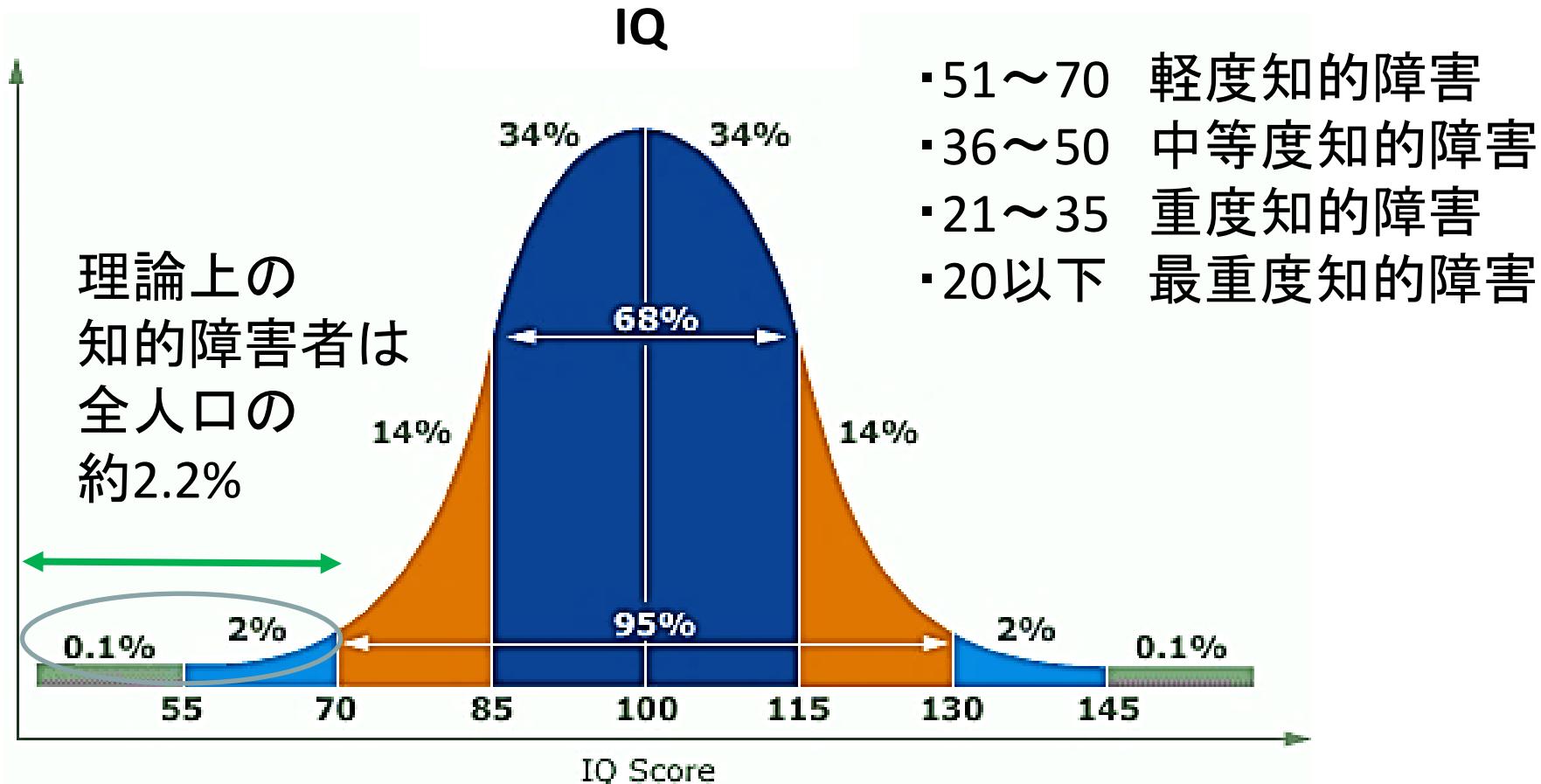
知的障害: I.Q. < 70 (< 2×標準偏差)

IQ
境界線(border) 70-84
軽 度(mild) 51-69
中 度(medium) 35-50
重 度(severe) 20-35
最重度(most severe) 20 <

8歳児でIQが50であったら、4歳児に相当する

# 知的障害者の割合

(知的障害,  $IQ < 70$ , 平均値(100)- $2 \times S.D(15)$ )



-2 × 標準偏差(S.D.)

# 療育手帳

- 知的障害者に都道府県知事（政令指定都市にあってはその市長）が発行する障害者手帳である。
- 18歳未満は児童相談所、18歳以上は知的障害者更正相談所が判定を行う。
- 法で定められた制度ではなく、都道府県の独自の発行であるため、東京都は「愛の手帳」、埼玉県は「緑の手帳」と呼ばれている。

# 療育手帳の等級

- 岐阜県は、A1(最重度)、A2(重度)、B1(中度)、B2(軽度)の4段階
- 愛知県は、AおよびBの2段階  
「愛護手帳」という。
- 東京都は1度から4度の4段階

# 最重度(most severe)

知能指数 (IQ) がおおむね20以下、身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する障害を有する者については、知能指数がおおむね35以下）と判定された者であって、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度のもの。

# 重度(severe)

知能指数(IQ)がおおむね35以下（身障法15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けたもので、執行規則別表第5号に定める等級表の1級、2級又は3級に該当する障害を有する者については、知能指数がおおむね50以下）と判定された者であって、日常生活において常時介護を必要とする程度のもの。

# 中度(medium)

知能指数(IQ)がおおむね36以上50以下（身障法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、執行規則別表第5号に定める当級表の4級に該当する障害を有する者については、知能指数がおおむね51以上60以下）と判定されたもの。

# 軽度(mild)

最重度、重度または中度に該当しない者で、知能指数がおおむね70以下と判定されたもの。

# 知的障害(IQ<70)の程度(18歳以上)

軽度	中等度	重度	最重度
・小学校5～6年生程度の学力にとどまる	・簡単な読み書きができる	・ひらがなはどうにか読み書きできる	・文字の読み書きはできない
・抽象的思考や合理的判断に乏しい	・適切な指導のもとでは対人関係や集団団参加がある程度可能	・日常会話はある程度可能	・会話は困難
・事態の変化に適応する能力が弱い		・数量処理は困難	・数の理解はほとんどできない
		・身辺処理は大体できる	・身辺処理はほとんど不可能
・職業生活はほぼ可能	・単純作業に従事できる	・単純作業にある程度従事できる	・作業能力はほとんどない

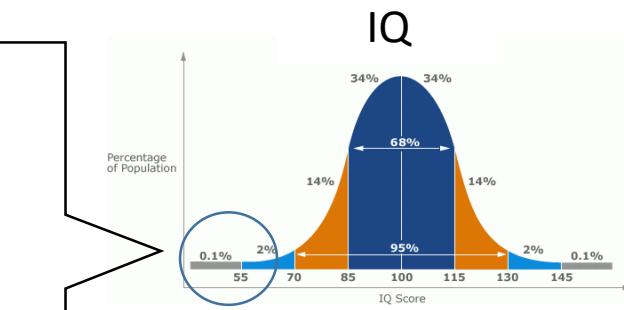
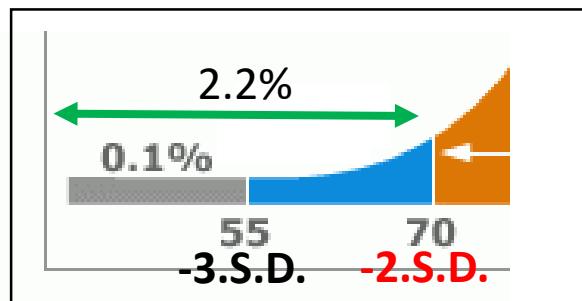
( ):全調査対象者に対する割合

## ◆ 基準となる知能指数(IQ)の範囲

(標準=100, 標準偏差=15)

### 知的障害者のIQ < -2 × 標準偏差

- ・51～70 軽度知的障害
- ・36～50 中等度知的障害
- ・21～35 重度知的障害
- ・20以下 最重度知的障害



## (2) ダウン症候群

### Down syndrome

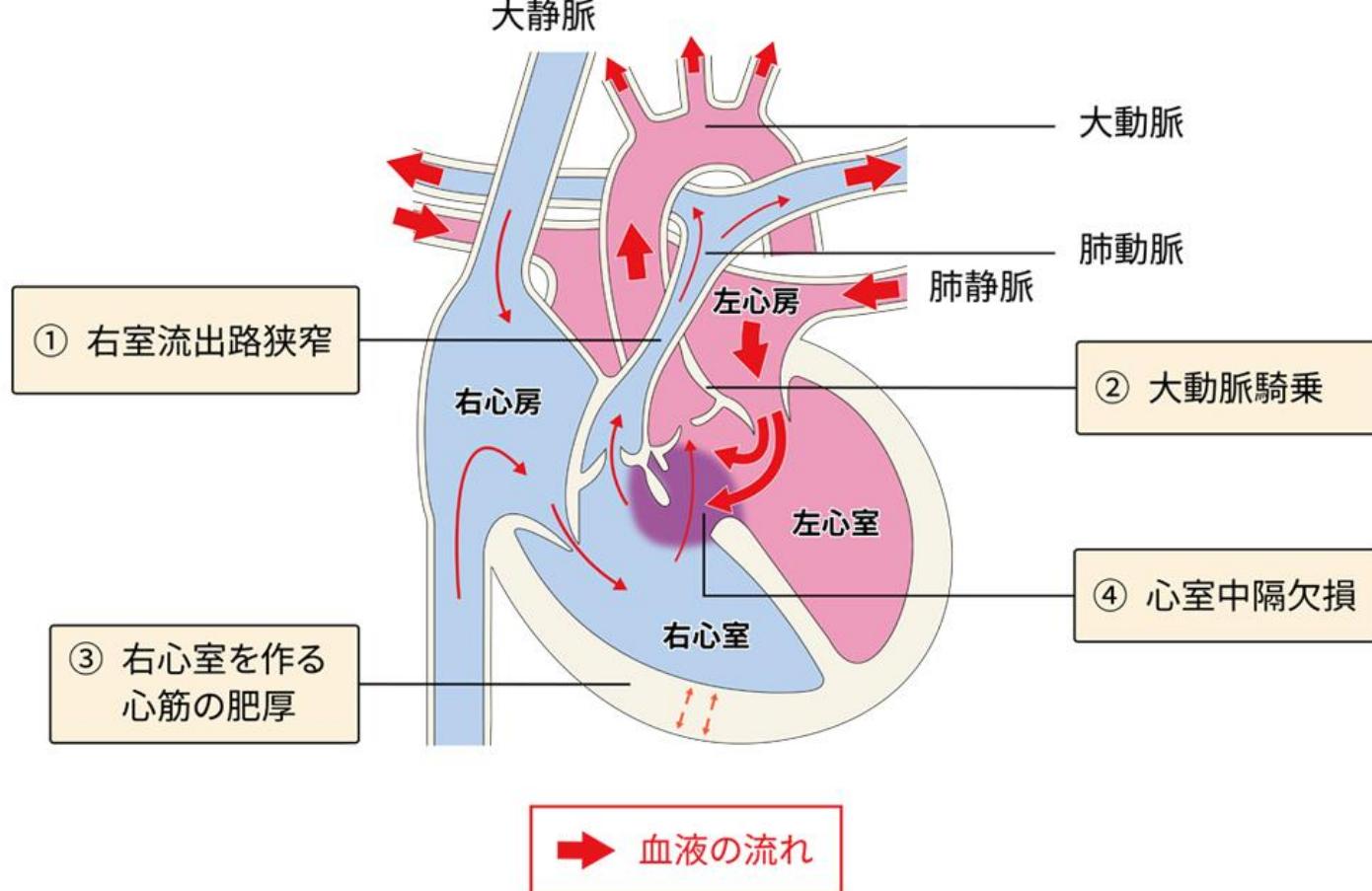
- 常染色体21番目に生じたトリソミー
- MR (精神遅滞) を伴う (軽度から重度まで様々)
- 340人に対して1人 (0.3%) で発生
- 症候のかなりのものが顎・顔面に現れる
- 平均寿命は50歳程度に延びている
- 成人してから退行現象がみられる

# ダウン症候群の特徴

- 特有の顔貌  
顔裂斜上，偏平な横顔（上顎劣成長），鼻根部平坦，舌の挺出，**内眼角贅皮**，猿線（手掌）
- 先天性心疾患を伴いやすい  
(ファローの四徴)  
(1)肺動脈狭窄，(2)大きな心室中隔欠損(VSD)，(3)大動脈騎乗（大動脈が右方偏位し両心室にまたがるように起始する），(4)右室肥大
- 環椎軸椎脱臼を生じやすい
- 口腔領域  
栓状歯，先天性欠如，反対咬合になりやすい，  
歯の捻転を生じやすい，**歯周病に対する感受性が高い**



# ファローの四徴症



- ① 右心室から肺への血流が妨げられている
  - ② 大動脈が左右の心室を隔てる壁に開いた穴の上に横たわっている。
  - ③ 右心室を作っている心筋の肥厚
  - ④ 左右の心室を隔てる壁に穴が開いている
- の4つの特徴をもった先天性心疾患のこと。

# ダウン症候群の顔貌・歯列

